

第262回 今月読んだ本
福本和夫 思想の再解釈
－「福本イズム」から「日本ルネッサンス史論」へ（15）

第8章 のぞき窓（1928—1942）

—3. 15事件と獄中生活

3 下獄—「昭和の大獄」、32テーゼ、擬装転向

1928年6月28日に大阪で検挙された福本は市ヶ谷の未決刑務所に収監された。裁判が開始されたのは2年後である。判決の年月日と内容は次のとおりである。

1932年10月29日、東京刑事地方裁判所で治安維持法違反による懲役10年（未決勾留400日を算入）の判決を受け、1934年5月25日、東京控訴院で上告棄却によって判決確定。皇紀2600年（神武天皇即位の紀元前660年を起点）祝賀の1940年2月11日、勅令第45号「減刑令」によって懲役8年1月19日に減刑され、刑期は1941年12月20日をもって満了することになった。しかし、1941年12月19日、東京刑事地方裁判所で豫防（以下「予防」）拘禁が決定し、12月21日、小菅刑務所から東京予防拘禁所（豊多摩）に移される（予防拘禁については後述）。福本の上申により、1942年2月6日、東京刑事地方裁判所は「予防拘禁ニ付セズ」の判決。検事正の抗告を受けて、4月22日、東京控訴院は「本件抗告ハ之ヲ棄却ス」と決定。翌日、出獄。検挙から14年後であった。その間、市ヶ谷（未決刑務所）、豊多摩、小菅、千葉、釧路、千葉、小菅、豊多摩（東京予防拘禁所）の各刑務所を転々とする。釧路刑務所には1934年12月20日から1940年4月22日まで6年半の間収監された。

なお、戦前の刑事訴訟法では正式な裁判に先立って予審（予備審問）があり、国立公文書館アジア歴史資料センターのデジタルアーカイブ「日本共産党関係雑件／共産党事件被告人予審調書」のサイトで訊問調書にアクセスできる。1928年7月25日、東京地方裁判所での調書は「第2巻 2」の「福本和夫 分割1」（手書き、868—1064頁）、「福本和夫 分割2」（手書き、1065—1264頁）、1930年3月25日の豊多摩刑務所での調書は「福本和夫 分割3」（手書き、1265—1306頁）である。

また、1941年から翌年にかけての判決、調書などについては、奥平康彦編『昭和思想統制史資料 共産主義・無政府主義者3』（生活社、1980年、NDLDC）所収の「徳田球一、志賀義雄、福本和夫に対する予防拘禁事件記録」（全421頁のうち福本和夫関連は227頁を占める）で読むことができる。

本節では、日本共産党員による法廷闘争、3・2テーゼ、擬装転向に論点を絞りたい。具体的な獄中生活については次節で触れる。

福本は3・15事件、4・16事件による共産党弾圧を「安政の大獄」に倣って「昭和の大獄」と呼ぶ（『霧笛』88頁）。

事前に社会科学を詳しく学んだ宮城実（1875-1947、大審院判事、東京帝大独逸法科卒）裁判長によって統一公判が開始されたのは1931年6月25日であり、翌年10月29日に第1審の判決が下る。約280人が起訴されて公判にまわったため裁判所側としては個別に審理していくには処理しきれず「統一」公判という形になつた（以下、松本清張「3・15共産党検挙」1965年、『昭和史発掘2』文春文庫、2005年、所収、106-113頁）。

被告側は裁判を公開とすること、その際40人ずつを一団として審理して法廷委員12人（旧党中央委員）を立ち会わせることの2点を要求する。もし要求が受け入れられないならば、全員が陳述せずにハンガーストライキを決行すると宣言した。裁判所は当初「分離」公判を予定していた。しかし、審理を速やかに進める必要があり、結局は代表陳述による「統一・公開」公判を受け容れた。ただし、君主制の廃止、国体の変革、私有財産制の撤廃などについて発言した場合は即刻非公開にすることになった。新聞各社に対しても共産主義の宣伝になるような記事は一切禁止することを申し渡す。

被告側が公開裁判を迫ったのは、日本共産党の主張を民衆に知らせるためであった。「被告会議」（被告たちの相談のこと、新聞社が命名）で決定された代表陳述の分担と内容は次のとおりである。

総論（佐野学）、組織原則（鍋山直親）、日本共産党発展史（市川正一）、労働組合運動（杉浦啓一）、労働運動史（国領伍一郎）、農民運動（高橋貞樹）、青年婦人運動（徳田球一）、治安維持法排撃（三田村史郎）、結論（佐野学）。

炎暑の最中、傍聴席は毎日満席だった。

事実、2・7テーゼは日本共産党にとって重大な決定だが、これらの要領に対する解説は、まだ下部党員にも世間にも徹底していないかった。したがって、旧中央委員らによる代表陳述は、その意味でも一般によく理解させる効果を狙っていた。そして、それはかなり成功している。（中略）

だが、これ（裁判の公開、被告会議を認めたこと—岩田補足）によって裁判は結局一貫した審理になつたし、また、このような弾力性のある裁判の仕方が、のちに転向者を出す誘因にもなつた。その意味では裁判所側もそれなりに一応の成功であったといえよう。

（前掲109-110頁）

明治天皇暗殺を企てたという冤罪で24人に死刑判決が出た1910年の大逆事件すなわち幸徳事件では、非公開の特別法廷で第1審（大審院）のみの即決裁判であった。3.15事件、4.16事件の裁判は3審制・公開であり大逆事件と比べると差は歴然としていた。

福本は公判が始まるまで、「できるだけ真相をぼかしておおいからくし、差支えないようなでたらめをならべ立てて、煙にまくようにつとめ」（『裸像』161頁）てきた。

統一公判が開始されて佐野学、鍋島らの「とうとうとかれらが、党の秘密も何も一切おかまいなしにのべ立てている供述書のトウシャ（謄写—岩田注）がまわされて、われわれは大いにおどろき、かつ憤慨した。」（『裸像』161頁）

徳田、志賀たちは、裁判を利用して党の全貌を明らかにして大いに宣伝するのがボルシェビキだと吹聴している。

……大いにしゃべったものほどが、英雄的であり、かつほんとに活動していたかの印象を与えるに反し、ひかえめにぼかしたり、でたらめばかりしゃべっていたものは、なにも活動しなかったようにおもわれたり、あるいは卑怯者と誤解されたりするのもまだしも、裏切者であるがごとく曲解される危険さえ生じたのだから、たまらなかった。

これは、法廷委員のおかした重大な誤謬の一つとして永久に記憶され、党史の上に特筆されて、将来のいましめとされなければならないだろう。（『裸像』161—162頁）

公判中、福本イズムは罵倒され続けていた。公判第19日の1931年9月19日、沈黙を守ってきた福本は徳田陳述の際に発言した。

みんなの嘲笑を浴びてきた福本は、裁判長と呼んで自席に起立立ち上がる。福本は何を言出すのであろうかと、他の被告らも一時沈黙して発言権を福本に譲る。

福本「裁判長、同志は決して私をこき下ろしているわけではありません。問題は私の思想にある。そもそも、思想の誤謬を克服して、いかに党が発展してきたかというところに重点がある。ただ今のようなデマをやってもらっては甚だ困ります。この点はあとで詳しく申し上げる……」

（前掲『昭和史発掘2』112頁）

松本清張は全法廷を傍聴した名古屋區判事・辻参正による「法廷心理學の研究」（『司法研究 第15輯 報告書集5』司法調査課、1932年3月、所収、108頁）を参照する。松本は福本に関してこの部分だけを切り出している。しかし、辻の公判第19日の記録には前半部分がある（読み易さを考えて旧字体を常用漢字、片仮名を平仮名に直した）。

或る日、徳田球一が「インテリゲンシアの没落」について盛に論じ「最早や今日インテリゲンシアは共産党の中心にはない」と大見栄を切った。すると裁判長は、
裁「コンミンターンでそう云うのであって、実際日本はそう云う風になって居ないではないか」
徳「日本に於てもそうである、そうでなかつたら解党派（福本イズム—岩田注）なんて連中が出来る筈がない」
裁「そういう被告自身もインテリゲンシアではないか！被告等は曾て福本等のインテリに指導されて居た時代があったのではないか、然るに曾ての指導者を其の面前でこき下ろすと云う事は如何にも人間的ではないのではないか」
と裁判長が一矢酬ゆると被告席は俄然動搖し他の被告等も交々立ち上がって徳田を応援する。

（前掲「法廷心理學の研究」107—108頁、NDLDC）

福本の孤立無援ぶりが伝わってくる。福本イズムに心酔していた党員たちが掌を反すように「27テーゼ」のクロキ（福本）批判に転じた様子、すなわちコミニテルンへの権威主義的服従がよく伝わってくる一節である。それをマルクス・レーニン主義の根本理論を掲んでいる裁判長に皮肉られて福本以外の被告たちが動搖する光景が手に取るようにわかる。

ブハーリンが起草した「27テーゼ」に屈した党幹部たちは、ブハーリン失脚を知つて2段階革命説（ブルジョア革命からプロレタリア革命への急速な転化）ではなく1段階革命説（いきなりプロレタリア革命へ）を主張し始める。反対者は福本ただ一人であった。

1932年5月、コミニテルン執行委員会西欧ビューローによって「日本における情勢と日本共産党の任務に関するテーゼ（32テーゼ）」がされ、非合法機關誌『赤旗』7月2日特別号に発表された（全文は前掲『コミニテルン 日本にかんするテーゼ集』76—101頁に所収）。

ここでは「32テーゼ」のスローガンが「帝国主義的戦争及び警察的天皇制反対の、米と土地と自由のための、人民革命」（前掲86頁）であることを指摘するにとどめる。

いま何日であったか、日は思い出せないが、1932年の真夏であったことはたしかである。公判廷に出てみると、鉛筆で箇条書きにした紙片がぐるぐるとまわされた。それが、32ページの荒筋をかきししたものであった。

それはハッキリと、私と同様に絶対君主制論と急速転化の2段階革命論をとっているではないか。一気のプロレタリア革命論は、完全に否定されている。

国領伍一郎君が立って、ヤアといって、握手の手をさしのべる。ついで、鍋山直親君が……それから多くの笑顔が私に向かられる。この国領などは、再建大会の参加者であったにもかかわらず、公判中、私に対しては、いつもツンとすまして、冷淡な態度を示していたものである。現金な男だとおもった。

そうしているうち、別な紙片がまわされたが、それには佐野学君の手で、われわれは責任をおわなければならぬ。32ページは支持されねばならぬ。云々という意味のことが書かれていた。われわれという複数がだれだれを指すのか、一体どう責任をとろうというのか、それがみものだとおもった。志賀義雄君はもう一度みせてくれないかといって、第1の紙片をじっとよんでいる。その顔がまっさおであったことが、今もなお、私の眼にハッキリと浮ぶ。これに反して、徳田君は、革命論のことなんか、もうすっかり忘れてしまったような顔をしてすましている。いい対照だとおもった。

それから夏休みがあけて、第1審の判決があり、そして佐野、鍋山、高橋、三田村、中尾らの転向声明が相次いであらわれたのは、第1審判決直後のことであった。

(『裸像』163-164頁)

「われわれという複数がだれだれを指すのか、一体どう責任をとろうというのか」に対する責任の取り方が大量転向になるとは、おそらく権力側も予想しないほどに上手く事が運ぶ展開だったに違いない。

「転向」とは何か。手許にある『岩波 国語辞典（第4版）』（1993年4刷）によると「立場・方向を変えること。特に、共産主義者・社会主義者等が、その思想を捨てること」（774頁）とある。本来、転向とは「転じて方向を変える」（広義の転向）という意味であり、そこには良い悪いといった価値観は含まれていない。本稿ではこれまで「特に、共産主義者・社会主義者等が、その思想を捨てること」（狭義の転向）の意味で用いてきた。「屈服」「挫折」「変節」といった負のイメージを帯びていることは否定できな

い。通常の感覚では「非転向＝倫理的善」と単純に捉えがちである。

狭義の転向を本格的に取り上げたのが、1954年に鶴見俊輔（1922-2015、母方の祖父は後藤新平、佐野学は遠戚）を発起人として思想の科学的研究会内に発足した転向研究会の成果『共同研究 転向』（平凡社、上巻1959年、中巻1960年、下巻1962年）であった。鶴見は転向を「権力によって強制されたためにおこる思想の変化」（『共同研究 転向1 戦前篇 上』平凡社東洋文庫、2012年、29頁）と定義する。「まず現在までの『転向』の慣用例をうけいれ、それにたいして私たちが新しい慣用例をつくってゆくことによって、ゆっくりと『転向』という言葉の実質的意味をかえてゆ」（前掲22頁）こうとする鶴見はきわめて重要な指摘をする。

思想体系の中心部には、それらの思想をかえることがその思想体系全体に影響をあたえる思想の群がある。これらの思想は、その思想体系にとっての方位決定的部分と呼ぶことができよう。この部分について、権力からの強制に応じて、変革をくわえるかどうかが、ある思想体系にとっての転向か非転向かの分かれ目である。

（前掲31頁）

1933年6月10日、各新聞朝刊は前年10月に無期懲役の第1審判決が下った佐野学と鍋山の共同転向声明を大々的に報じた。『共同被告同志に告ぐる書』と題する声明書は翌月の『文藝春秋』と『改造』に全文掲載された。佐野と鍋山は「刑務所の『暖かい』取り計らいの下、意見の交換を行ない転向の構想をまとめ上げた」という（前掲325頁、共同転向については高畠通敏「一国社会主義者」323-392頁を参照）。

全文はかなりの長文である（『佐野学著作集 第1巻』佐野学著作集刊行会、1957年、所収、3-20頁。なお同書は刊行会の会員のみに配布、NDLDC）。要約すると次のようになろう。

獄中に幽居して4年、プロレタリア前衛である日本共産党とコミニンテルンとの関係について重要な変更を決意するに至った。

党は小ブルジョアの政治機関化しており、大衆の資本主義の腐敗に対する憤激を指導することができなかった。客観的に見て労働者の党であるとは言えない。根本原因の一つはコミニンテルンそのものにある。

これまで最高権威であったコミニンテルンはソビエト連邦一国の国策遂行機関化している。コミニンテルンは国際的革命組織として諸国労働者の現実闘争を指導するには甚だ無能力である。コミニンテルン

の大党であるドイツ共産党がヒトラーの反動の前に何ら抵抗を成し得ないのはどうしたことか。今や日本共産党は労働者階級の解放を目指すよりもソビエト連邦防衛隊または世論機関であることに多くの意義が置かれているかに見える。コミニテルンの決議に無条件服従を求められ、労働者階級の創意の奔放を妨げていることは我が労働者運動的一大不幸である。コミニテルンは日本の特殊性を根底的に研究していない。「32テーゼ」はこのような傾向の頂点を示す。このテーゼの作者は詩人であってもプロレタリア的戦術家ではない。

民族と階級を対立させるコミニテルンの政治原則は強固な民族的統一を特質とする日本には適用できない。世界の中で最も進歩的な階級と民族が発展する過程は日本においてよく現れている。今後の国際主義は「一国的社会主義」建設の努力の中に築かれるであろう。日本民族は他民族の奴隸になった経験はなく、終始、独立不羈の生活を送ってきた。古代より現代に至るまで培われてきた異常に強固な民族的親和統一と国家秩序的生活の経験は、労働者階級が社会主義への道を日本の独創的個性的秩序的に開拓するのを可能にするであろう。

コミニテルンは君主制廃止、天皇制打倒を日本共産党の主要任務であると命じた。これは大衆を党から引き離すバカげた規定である。大衆の胸底には皇室を民族的統一の中心と感じる社会感情がある。

反君主闘争とともにコミニテルンが課したのが戦争反対、植民地民族の国家的分離政策である。支那国民党に対する戦争は進歩的意義をもつていて。アメリカと戦うことになれば、アジアの勤労人民を欧米の帝国主義の抑圧から解放することになる。日本が負ければアジアが数十年後退することは目に見えている。ソ連、中国共産党に対する戦いのみは反動戦争として反対する。我々は朝鮮・台湾両民族に対する資本主義的搾取・弾圧を何よりも日本民族自身への最大の侮辱として排する。日本、朝鮮、台湾のみならず満洲、支那をも含んだ強大な社会主义国家の成立を予想する。

1922年以来11年もの間、コミニテルンの旗の下に全力で戦ってきたが、これからはコミニテルン陣営を去って新たな道を進みたい。日本共産党がコミニテルン日本支部であることをやめなければならない。なお、労働者の利益擁護（7時間労働制など）、農業革命の諸問題（寄生土地所有の排除など）の方針に変更はない。

プロレタリア前衛党の権威は、コミニテルンの決議や論文を神聖視して反復誦すること、ソビエト連邦の社会主义の成功を宣伝することによって生まれるものではない。権威は内面から党活動から奔出し発揚し形成されるべきものである。「たとへこのまま獄中で

終らうともプロレタリア前衛の誇りを以て死に赴くことに変りはない。我々は日本の労働者運動に真摯の関心をもつ何人もここに提示された問題に厳粛なる注意を向けることを要請する。」（前掲20頁）

高畠通敏は、コミニテルン抜きの共産主義、愛国主義的な共産党、一国社会主義は後の共産党によって全面的に否定されるようなデマゴギーの羅列ではない、と指摘する。プロレタリアートの解放という社会主义革命の思想的核心、「思想体系にとっての方位決定的部分」（鶴見）は変更されていない。天皇制との対立を避けながらも私有財産制度を否定する立場は、依然として治安維持法第1条違反である。

このいわゆる「一国社会主義理論」に示されるように、佐野・鍋山の転向は弾圧に対しての単なる屈服としてではなく、新たな積極的原理に基づくプロレタリア革命運動の組みかえという形をとっている。それは特に「現在」の党あるいはコミニテルンの堕落に対する歴史的批判という形をとり、かつての理念の継承として新たな運動の開始を主張する。この「積極的原理」の発見に基づく運動の持続という姿勢が、過剰な「脱落」と「裏切り」の自意識に苛まれることなく、多くの転向者を噴出せしめた内からの契機だった。佐野は他の転向者たちを見下しながら誇らしげにいう。「共産党を脱すると一所に眞実の階級運動から消えて失くなるのを称して没落といふ。僕等勿論そんなのと同じではない。」

（前掲『共同研究 転向1－戦前篇 上』328－329頁）

転向はどのような「噴出」状況だったのか。
司法相行政局は1933年7月時点では運動からの離脱も転向と見做していた。同年末には思想犯を「転向者」「準転向者」「非転向者」に分類して「運動からの離脱」という外面を判断基準にするのではなく「思想の放棄」という内面に介入するようになった。

① 転向者

- い 革命思想を抛棄し一切の社会運動より離脱せんことを誓いたる者
- ろ 革命思想を抛棄し将来合法的社会運動に進出せんとする者は 革命思想を抛棄したるも合法的社会運動に対する態度未定の者

② 準転向者

に 懐包する革命思想に動搖を來し将来之を拠棄するの見込

ある者

ほ 革命思想は拠棄せざるも将来一切の社会運動より離脱せ
んことを誓いたる者

③ 非転向者

(前掲『治安維持法』142頁)

司法省行政局によると、1933年11月末時点では転向者184人、準転向者181人であり転向者と準転向者はほぼ同数であった（非転向者187人）。1934年9月末では転向者318人、準転向者202人と転向者が準転向者を大きく上回っている（前掲141-144頁、いへほの人数については表4・5参照）。なお、「大東亜戦争」中に司法省保護局が発表した統計（前掲『共同研究 転向1-戦前篇 上』60頁）によると、転向者1377人（内共産主義1246人）、準転向者1294人（同1157人）、非転向者39人（同37人）となっている（共産主義以外の分類は無政府主義、疑似主義、民族運動）。合計2710人のうち非転向はわずか1.4%であった。

1941年3月、治安維持法が改正される。1925年制定の治安維持法は7条から成る短い法律だった。1941年の改正によって全65条のかなり長い法律になる。新治安維持法（全文は前掲『治安維持法』265-272頁）の目玉は第3章「予防拘禁」（第39~65条）であった。